

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和 7 年 3 月 13 日（木）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側 1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 副支部長他

組合側 2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

大阪市職従環境事業局支部協議会から「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」に対する要求について、申し入れをお受けする。

《 組合側から局側へ要求書手交 》

（組合側）

日頃は、職従協議会の取組に対し、ご理解いただき、ありがとうございます。本日は、「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」に対する要求を行う。私たちは、廃棄物行政を推進するうえで机上の空論やコスト論に着目するのではなく、市民の生活環境を守ることとはもとより、質の高いサービスの向上と安定的な提供を考慮した総合的な検討を労使交渉にて求めてきた。また、社会状況を的確に把握し市民ニーズに即した事業として実施してきた「ふれあい作業」や「普通ごみの午前収集の拡大」、さらに、頻発する自然災害に対する支援隊派遣や新型コロナウイルス感染症に係る対応など、局事業に支障をきたすことなく円滑に業務遂行できたのは、適正な労使協議の成果だと考えている。この間、組合員の高い意識と強い使命感・責任感、直営で培った経験とノウハウを背景に、労使が一体となって多くの成果を上げてきた「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」であるが、先日、市長会見において『「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」について』が公表された。今後、取り組むとされている「施設の老朽化対策」「災害発生時に迅速に対応できる体制確保のための職員採用継続」については、この間、私たちとしても求めてきたものであり、共通課題として認識しているが、「センター集約化」については、施設維持の面でコスト削減は見込めるものの、作業回数の減少、作業遅延の膨大化も想定され、市民サービスの低下に繋がりがねないと危惧するところである。今回の『「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」について』は、市民サービスの質的向上はもとより、直営による事業運営の維持と現業職員の採用継続に資するものと位置づけて取り組みを進めることから、環境局としても、労使関係を尊重したうえで協議及び情報提供を尽くすよう強く求める。

それでは、具体の要求について、書記長から申し入れる。

《 申し入れ文書を読み上げ 》

(局 側)

環境事業センター全体の老朽化対策を含んだ集約化については、職員の通勤はもちろんのこと、作業計画の見直しに伴う超過勤務等を含め、職員の勤務労働条件に影響を与えることは認識している。勤務労働条件にかかる内容については誠意をもって交渉・協議を行いたいと考えており、ご理解とご協力をお願いします。本日の申し入れについては、ただいま、副支部長からお受けしたところであり、今後、要求項目を精査のうえ、後日、改めて回答させていただきますのでご理解をお願いします。

以上で、本日の交渉を終了する。